平成 21 年 4 月 21 日 全日本空輸株式会社

羽田空港発着枠の配分基準検討懇談会~当社の基本的な考え方~

1.基本的な考え方について

(1)羽田空港のあり方について

- ・ 首都圏の航空需要予測などを踏まえた上で、国内線と国際線へ発着枠をバランス良く配分し、羽田 空港のハブ機能を強化するべきである。
- ・ 羽田空港のハブ機能強化による乗継利便性 (国内線 国内線、国内線 国際線)の向上により、新 幹線との差別化等も図りつつ、航空ネットワーク全体としての需要の底上げを図るとともに、羽田 空港の国際競争力の向上を図る。
- ・ 乗継利便性向上の結果として、地方~地方、地方~海外といった新たな乗り継ぎ需要の喚起により、 地方路線の搭乗率が向上し、地方ネットワークの安定維持・拡大につながるものと考える。

(2)国内線の利便性向上のあり方について

- ・ 今回の増枠を原資とした適切な多頻度運航化により、更なる国内線の旅客利便の向上と需要の喚起 を図ることが必要である。
- ・ 一方で、小型機ほど1座席あたりコストが上がる為、現状、中・大型機による運航で利用率が高位にある路線は、多頻度化とともに機材の小型化を行うことで、収益性が低下する可能性があり、経済合理性の観点に基づく、地方ネットワークの継続性・安定性を損なう可能性がある。
- ・ また、機材の小型化により、朝・夕の高需要時間帯や、団体旅行需要への対応が出来ず、旅客の利便性が低下する恐れがある。
- ・ よって、一律に小型化・多頻度化を行うのではなく、路線毎の需要規模や特性にあった機材・便数設計を行うことが重要である。

2.今回の発着枠配分のあり方について

(1)地方路線への配慮と権益外便の取り扱いについて

- ・ 今回の発着枠配分では、近年の対応が比較的手薄であった"需要が中規模程度の地方路線"の対応に配慮することが望ましい。(概ね年間の利用旅客数が30万人~100万人程度の路線)
- 「権益外便」は、近年の発着枠配分における「新規航空会社の優遇」、「大手航空会社からの発着枠の回収」といった施策により、維持が困難となりつつあった"需要が中規模程度の地方路線"の便数・利便性を確保するために、国の協力を受け、地方自治体と大手航空会社が努力・工夫をした結果である。
- ・ また権益外便は、ナイトステイ便による朝・夜運航のダイヤ設定となるため、旅客利便の向上にも 寄与している。
- ・ よって、地方ネットワークを維持、充実させるという観点からも、地方と大手航空会社の努力の結果である「権益外便」の運航実態に配慮し、再拡張後に運航が継続できない可能性のある便については、現在の運航会社にあらかじめ発着枠を担保し、運航継続を図る仕組みの構築が必要である。

(2)ネットワーク維持・充実策について

- ・ 現行の「1便ルール」「3便ルール」は、少便数路線の維持に有効に機能しており、現時点で、これ以外の方策の必要性は低いと考える。(但し、地方路線の「権益外便」維持のための方策を除く)
- ・ 但し「1便ルール」等の運用については、直行便の季節運航化や、利便性確保を前提とした経由便化など、路線の維持を図る上では、一定度の柔軟な運用について認めるべきである。
- ・ 「全国的なネットワークの形成・充実の貢献」に係る評価項目の充実の検討においては、地方ネットワークの利便性維持のための「コードシェア便」の確保や、「乗り継ぎ割引運賃」の設定等の企業 努力を考慮することが適当である。

(3)新規航空会社への配分について

- ・ 競争による旅客利便の向上や、経営基盤の強化という側面から、引き続き、何らかの優遇措置を行うことは適当である。
- ・ 但し、これまでの新規航空会社の路線展開の実績からは、優遇措置が「地方ネットワークの充実」「多様な輸送網の形成」に寄与していない可能性もあるため、これまでの優遇策の妥当性について、 実績を評価した上で、今後の措置(優遇枠数、付帯条件など)について議論することが必要である。 また同様の趣旨から、既存の「平成17年度以降に配分した新規優遇枠の転用ルール」の維持・改善を前提とすることは妥当である。

3. その他

(1) 新規航空会社の規模について

・ これまでの懇談会での議論も考慮すれば、現時点で「保有機数12機程度の規模まで」が妥当であると考えるが、引き続き議論が必要である。

(2) 小型機の取り扱いについて

・ 羽田空港の1発着あたりの供給量を大幅に減少させることから、60席以下の小型機については、 引き続き乗り入れを認めないことが望ましいと考えるが、例えば「特定時間帯」「深夜早朝時間帯」 の利用については柔軟に対応するなど、ニーズを踏まえつつ検討することが適当である。

(3)評価について

「安全の確保」にかかわる評価項目について

「安全の確保」に係わる項目については航空運送事業サービスの基盤に係わる項目であることから、 その評価項目の充実について異論はないが、項目の定義や評価運用については、客観性と透明性が 確保されることが必要である。

新規航空会社への評価方式の導入について

・ 新規航空会社に対しても、企業努力を促し、利用者利便性を向上する観点から、評価体制を導入することが望ましい。 但し、" 大手航空会社とは別の評価体系 "とし、「配分スロットの活用状況」や、「安定的な輸送サービスの提供」に係わる評価項目(会社都合による欠航率等)を追加することが適当である。